

議案第35号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）において、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されたことから、政令と同様の改正を行うもの。

2. 条例改正の主な内容

①第18条関係

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における**葬祭補償の定額部分の額**を次のとおり改正する。

改正前	改正後
315,000円	330,000円

※改正後の葬祭補償の額＝330,000円＋（補償基礎額×30）

3. 施行日 公布の日

※経過措置として、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用する。

4. 関連Webサイト：<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/7325a40a8c7a82f84382730d3ad1e75a05d774b8.pdf>

【総務省HP】非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令案に対する意見募集

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合には市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合には市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000</u>円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>